

一般廃棄物処理業許可証

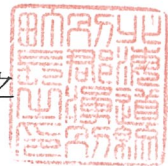
第148号

令和4年9月28日

湧別小型運送株式会社

代表取締役 福原 裕二 様

湧別町長 刈田 智之



令和4年9月28日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業について湧別町廃棄物の

第15条第2項
処理及び清掃に関する条例 により、下記のとおり許可する。
第16条第2項

記

- 1 収集運搬業・処分業の区分
処分業
- 2 事業の範囲
抜根、伐採木、流木、伐開物、すき取物、水産系雑物（ヒトデ、漁網付着物）、農産物残渣、し尿汚泥
- 3 許可期間
自 令和4年10月17日
至 令和6年10月16日
- 4 許可の条件
関係法令並びに湧別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。